

各位

会 社 名 株式会社京橋アートレジデンス (コード番号 5536 TOKYO PRO Market) 代表者名 代 表 取 締 役 西谷 明久 問合せ先 職衆 常熱行役員 管理本紙 江野澤 健明 T E L 03-6228-6777 U R L https://www.kyo-resi.jp/

定款一部変更に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、2025 年 10 月 20 日開催予定の臨時株主総会に「定款一部変更の件」を付議することを決議いたしましたので、お知らせいたします。

記

1. 変更の理由

- (1) 事業内容の多様化と今後の事業展開に備えるため、事業目的を変更するものであります。
- (2) 取締役会の監督機能をより強化し、経営の透明性と客観性をさらに高めるために、監査役会設置会社に移行いたしたく、現行定款に所要の変更を行うものであります。

2. 定款変更の内容

現行定款	変更後
第1章 総則	第1章 総則
(目的)	(目的)
第2条 当会社は、次の事業を営むことを目的と	第2条 当会社は、次の事業を営むことを目的と
する。	する。
1~20 (条文省略)	1~20(現行のとおり)
(新設)	21. ホテル、旅館、民泊等の経営、運営および
	<u>管理</u>
	22. ホテル、旅館、民泊等の企画、コンサルテ
	<u>ィング</u>
21. 前各号の事業に附帯または関連する事業	23. 前各号の事業に附帯または関連する事業
(機関)	(機関)

第4条 当会社は、株主総会及び取締役のほか、 次の機関を置く。

- 1. 取締役会
- 2. 監査役

(新設)

第5章 監查役 第31条~第33条(条文省略)

(新設)

第4条 当会社は、株主総会及び取締役のほか、 次の機関を置く。

- 1. 取締役会
- 2. 監查役
- 3. 監査役会

第5章 <u>監査役及び監査役会</u> 第31条~第33条(現行のとおり)

(常勤監査役)

第34条 監査役会は、その決議によって常勤の 監査役を選定する。

(監査役会の招集通知)

第35条 監査役会の招集通知は、各監査役に対し、会日の3日前までに発する。ただし、緊急の場合には、この期間を短縮することができる。
2. 監査役の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査役会を開催することができる。

(監査役会の決議方法)

第36条 監査役会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、監査役の過半数をもって行う。

(監査役会の議事録)

第37条 監査役会における議事の経過の要領及びその結果並びにその他法令で定める事項は、議事録に記載又は記録し、出席した監査役がこれに記名押印又は電子署名する。

(監査役会規程)

第38条 監査役会に関する事項は、法令又は定 款に定めるもののほか、監査役会において定める 監査役会規程による。 第 34 条~第 35 条 (条文省略)

第 39条~第 40条 (現行のとおり)

第6章 計算

第6章 計算

第 36 条~第 39 条 (条文省略)

第 41条~第 44条 (現行のとおり)

3. 日程

定款変更のための定時株主総会開催日 定款変更の効力発生日 2025年10月20日(月曜日) 2025年10月20日(月曜日)

以上